

市長の資産公開について

政治倫理の確立のための逗子市長の資産等の公開に関する条例及び同条例施行規則の規定に基づき、令和 4 年 4 月 28 日付けで報告書を作成しました。

報告書の概要は次のとおりです。

1 資産等補充報告書（令和 3 年 12 月 31 日現在）

- ・土地 → 変更なし
- ・建物 → 変更なし
- ・預貯金（総額）→ 2,000,352 円（注：当座預金及び普通預金を除く。）
- ・有価証券 → 変更なし
- ・自動車等 → 変更なし
- ・ゴルフ場の利用に関する権利
→ 変更なし
- ・借入金 → 54,000,000 円（注：生計を一にする親族からのものを除く。）

2 所得等報告書（令和 3 年 1 月 1 日から令和 3 年 12 月 31 日まで）

- ・不動産所得 → 5,892,940 円（注：相続財産の貸付）
- ・給与所得 → 12,767,490 円
（注：市長の給与 8,498,490 円、株式会社 キリガヤの給与 6,300,000 円）
- ・雑所得 → 234,258 円
- ・上場株式等の利子・配当所得
→ 889,650 円

3 関連会社等報告書（令和 4 年 4 月 1 日現在）

- ・会社その他の法人の名称（役員、顧問その他の職名）
→ 株式会社 キリガヤ（役員）

本件に関するお問い合わせ先

<資産の内容に関すること>

担当 経営企画部秘書課 米山・坂本
電話 046 (873) 1111 内線 313・326
FAX 046 (873) 4520

<制度に関すること>

担当 総務部総務課 西海・山本
電話 046 (873) 1111 内線 345・346
FAX 046 (873) 4520